

人にやさしいまちづくり条例

平成七年三月十七日 福島県条例第二十二号

改正 平成 七年 十月 十三日 条例第五十五号

改正 平成十一年十二月二十四日 条例第六十三号

改正 平成十七年 七月 十二日 条例第八十三号

目 次

- 第一章 総 則（第一条－第八条）
- 第二章 施策の基本方針（第九条）
- 第三章 公益的施設の整備等（第十一条－第十五条）
- 第四章 雑 則（第十六条－第二十三条）
- 附 則

第 一 章 総 則

（目的）

第一条 この条例は、人にやさしいまちづくりについての基本理念並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、人にやさしいまちづくりのために必要な施策の推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 人にやさしいまちづくりは、すべての人が個人として尊重されるとともに、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが重要であることにかんがみ、すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現を目指すものである。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公益的施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は道路、公園、駐車場その他の施設（建築物を除く。以下「その他の施設」という。）で規則で定めるものをいう。
- 二 指定施設 公益的施設で規則で定めるものをいう。
- 三 新築等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築物にあつては、建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第十四号に規定する大規模の修繕で規則で定めるものをいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替で規則で定めるものをいう。）
 - イ その他の施設にあつては、新築、新設、増築又は改築
 - ウ 公益的施設でない建築物若しくはその他の施設の用途を変更して公益的施設とすること又は公益的施設であつて指定施設でない建築物若しくはその他の施設の規模を変更して指定施設とすること。

（県の責務）

第四条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため、必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公益的施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

(啓発活動等の推進)

第五条 県は、教育活動等を通じて、人にやさしいまちづくりについての基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、人にやさしいまちづくりに関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し、必要に応じ情報を提供するものとする。

第六条 削除

(事業者の責務)

第七条 事業者は、県が実施する人にやさしいまちづくりを推進するための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 公益的施設を設置し、若しくは管理する事業者又は規則で定める車両を所有し、若しくは管理する事業者は、当該公益的施設又は当該車両をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第八条 県民は、県が実施する人にやさしいまちづくりを推進するための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、住宅の整備に当たっては、人にやさしいまちづくりについての基本理念を尊重するよう努めるものとする。

第二章 施策の基本方針

第九条 人にやさしいまちづくりに関する県の施策の策定及び実施は、すべての人が安全かつ快適に行動できる生活環境の整備並びに県民の参加と協力による思いやりに満ちた地域社会の維持及び形成を基本とし、積極的かつ効果的になさなければならない。

第三章 公益的施設の整備等

(整備基準)

第十条 知事は、公益的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の構造及び設備に関し、すべての人の利用に配慮すべき事項について、必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めなければならない。

(整備基準の遵守)

第十一条 公益的施設の新築等をしようとする者は、当該公益的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(指定施設の新築等の届出)

第十二条 指定施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計

画を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。(指定施設の新築等の計画の変更)

第十四条 前二条の規定は、指定施設の新築等の計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合について準用する。

(指定施設の報告の徴収等)

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、指定施設を設置し、又は管理する者に対し、当該指定施設の整備基準への適合状況の報告又は当該指定施設を整備基準に適合させるための工事の計画の届出を求めることができる。

2 知事は、前項の報告又は届出があったときは、当該報告又は届出をした者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言をすることができる。

第四章 雑 則

(適合証の交付)

第十六条 整備基準に適合する公益的施設を設置し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公益的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を申請することができる。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る公益的施設について検査を行うものとする。

3 知事は、前項の検査の結果、当該検査に係る公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、第一項の申請をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(立入調査)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、第十二条の規定による届出(第十四条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に係る指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十八条 知事は、指定施設の新築等をしようとする者が第十二条の規定による届出を行わず工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第十二条の規定による届出をした者が当該届出と異なる工事を行ったときは、当該届出のとおり工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第十九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見陳述の機会を与

えなければならない。

(国等に関する特例)

第二十条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体については、第十二条から前条まで（第十六条を除く。）の規定は、適用しない。

2 知事は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下この項において「国等」という。）に対し、当該国等から自ら設置し、又は管理する公益的施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務処理の特例)

第二十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）及びこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務は、各市町村（福島市、郡山市、いわき市を除く。）が処理することとする。

2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。

- 一 第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）及びこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理
- 二 第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）及び第十五条第二項並びにこの条例の施行のための規則の規定による指導又は助言
- 三 第十五条第一項及びこの条例の施行のための規則の規定による報告又は届出の徴収
- 四 第十七条第一項及びこの条例の施行のための規則の規定による立入調査
- 五 第十八条及びこの条例の施行のための規則の規定による勧告

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第一章、第二章並びに第四章第二十一条及び第22条の規定は、公布の日（平成七年三月十七日）から施行する。

附 則（平成七年条例第五十五号）

この条例は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において規則で定める日（平成八年規則第三号で平成八年四月一日）から施行する。

附 則（平成十一年条例第六十三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年条例第八十三号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条第二項、第七条第二項、第九条及び第十条の改正規定は、公布の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

人にやさしいまちづくり条例施行規則

平成七年六月二十日 福島県規則第五十二号
改正 平成八年六月七日 規則第五十二号
改正 平成十一年三月十九日 規則第十一号
改正 平成十二年三月十日 規則第十四号
改正 平成十二年七月四日 規則第四百一十一号
改正 平成十二年十二月二十二日 規則第八十八号
改正 平成十三年六月二十六日 規則第七十三号
改正 平成十四年二月一日 規則第四号
改正 平成十五年三月二十四日 規則第二十七号
改正 平成十七年十二月二十八日 規則第四百十三号
改正 平成十九年三月二十七日 規則第二十号

(趣旨)

第一条 この規則は、人にやさしいまちづくり条例（平成七年福島県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第二条 条例第三条第一号の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設とする。

(指定施設)

第三条 条例第三条第二号の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設のうち、当該右欄に掲げる施設とする。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三条の二 条例第三条第三号アの大規模の修繕で規則で定めるものは、条例第十条の整備基準の適用を受ける整備箇所の修繕を伴う大規模の修繕とする。

2 条例第三条第三号アの大規模の模様替で規則で定めるものは、条例第十条の整備基準の適用を受ける整備箇所の模様替を伴う大規模の模様替とする。

(車両)

第四条 条例第七条第二項の規則で定める車両は、次に掲げる車両とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業に供する旅客車
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(整備基準)

第五条 条例第十条の整備基準は、別表第二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第二の第一の二の表の左欄に掲げる施設（以下「小規模施設」という。）に係る条例第十条の整備基準は、同表の右欄のとおりとする。

(指定施設の新築等の届出)

第六条 条例第十二条（条例第十四条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、指定施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに指定施設新築等工事計画（変更）届出書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。

- 一 知事が定める指定施設項目表
- 二 当該指定施設の区分に応じ、知事が定める図面

(軽微な変更)

第七条 条例第十四条の規則で定める軽微な変更は、指定施設の新築等の計画の変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わない変更及び工事着手予定年月日又は工事完了年月日の変更とする。

(指定施設の報告等の届出)

第八条 条例第十五条第一項の報告又は届出を求められた者は、指定施設適合状況報告書（様式第三号）又は指定施設工事計画届出書（様式第四号）に、第六条各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(適合証)

第九条 条例第十六条第一項の証票は、福島県やさしさマーク（様式第五号）とする。

2 条例第十六条第一項の交付の申請は、福島県やさしさマーク交付申請書（様式第六号）に第六条各号に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

(身分証明書)

第十条 条例第十七条第二項の証明書は、様式第七号のとおりとする。

(意見陳述の方法)

第十一条 条例第十九条第二項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面（以下「意見陳述書」という。）を知事に提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、口頭により行うことができる。

(意見陳述の通知等)

第十二条 知事は、条例第十九条第二項の規定により勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えるときは、意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を与えるときには、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする内容
- 二 公表の原因となる事実
- 三 意見陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会を与えるときには、その旨並びに意見陳述を行うべき日時及び場所）
- 四 証拠書類又は証拠物を提出することができること。
- 五 意見陳述書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がないときの処理

2 知事は、前項の規定により通知を受けた者又はその代理人（以下「意見陳述当事者」という。）がやむを得ない理由により意見陳述書の提出期限の延長又は意見陳述を行うべき日時の変更を申し出たときは、当該提出期限を延長し、又は当該日時を変更することができる。

3 知事は、前条ただし書きの規定により口頭による意見陳述の機会を与えたときは、意見陳述当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

4 知事は、意見陳述当事者が正当な理由なく意見陳述書の提出期限内に意見陳述書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見陳述を拒否したものとして取り扱うものとする。

(公共的団体)

第十三条 条例第二十条の規則で定める公共的団体は、住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、

日本郵政公社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本下水道事業団、独立行政法人中小企業基盤整備機構、福島県住宅供給公社及び福島県道路公社とする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第五十二号）

この規則は、公布の日（平成八年六月七日）から施行する。

附 則（平成十一年規則第十一号）

この規則は、公布の日（平成十一年三月十九日）から施行する。ただし、別表第一の第一の表1の項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第十四号）

この規則は、公布の日（平成十二年三月十日）から施行する。

附 則（平成十二年規則第四百四十一号）

この規則は、公布の日（平成十二年七月四日）から施行する。

附 則（平成十二年規則第八十八号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年規則第七十三号）

1 この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において改正前の人にやさしいまちづくり条例施行規則第六条の規定により届出のあった指定施設及び同条の届出を要しない公益的施設で施行日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに係る適合証の交付に関する人にやさしいまちづくり条例（平成七年条例第二十二号）第十六条に規定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年規則第四号）

この規則は、公布の日（平成十四年二月一日）から施行する。

附 則（平成十五年規則第二十七号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の第一の表10の項(1)のアの改正規定は公布の日（平成十五年三月二十四日）から施行する。

附 則（平成十七年規則第四百四十三号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第一号の改正規定及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において改正前の人にやさしいまちづくり条例施行規則第六条の規定により届出のあった指定施設及び同条の届出を要しない公益的施設で施行日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに係る適合証の交付に関する人にやさしいまちづくり条例（平成七年条例第二十二号）第十六条に規定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一の表11の項の改正規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日又はこの規則の

公布の日のいずれか遅い日から、別表第二の第一の表5の項の改正規定は平成十九年四月一日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

第1 建築物

| 公 益 的 施 設 | 指 定 施 設 |
|--|-----------------------------|
| <p>1 社会福祉施設等</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所、同条第12項に規定する障害者支援施設、同法第22条に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>(6) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(7) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設</p> <p>(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター</p> <p>(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(10) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター</p> <p>(11) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げる施設以外の施設で地方公共団体が設置する地域住民の心身の健康の増進を図ることを目的とするもの</p> | <p>すべてのもの</p> |
| <p>2 医療施設</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所</p> | <p>すべてのもの</p> |
| <p>3 薬局</p> <p>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局</p> | <p>すべてのもの</p> |
| <p>4 官公庁舎</p> | <p>すべてのもの</p> |
| <p>5 学校等</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所</p> <p>(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に規定する施設</p> | <p>すべてのもの</p> |
| <p>6 学習塾又は華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> | <p>用途面積が200平方メートルを超えるもの</p> |

| | |
|--|------------------------|
| <p>7 文化施設</p> <p>図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> | すべてのもの |
| <p>8 集会場等</p> <p>(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 (2) (1)に掲げる公民館以外の集会場又は公会堂</p> | すべてのもの |
| <p>9 公衆便所</p> | すべてのもの |
| <p>10 火葬場</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場</p> | すべてのもの |
| <p>11 事務所</p> <p>(1) 金融機関の事務所</p> <p>ア 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）による農林中央金庫の事務所 イ 商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）による商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行法（平成9年法律第89号）による日本銀行の支店及びその他の事務所 エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合及び農業共同組合連合会の事務所 オ 証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する証券会社の本店その他の営業所 カ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）2条に規定する水産業協同組合の事務所 キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所 ク 質屋営業法（昭和25年法律第32号）第1条第2項に規定する質屋の営業所 ケ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の事務所 コ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の事務所 サ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 シ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の営業所及び事務所</p> <p>(2) 公益事業の事務所</p> <p>ア 日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第20条に規定する郵便局 イ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者の事務所</p> | すべてのもの |
| <p>ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2項に規定する一般電気事業者の事務所 エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所</p> | |
| <p>12 11に掲げる事務所以外の事務所</p> | 用途面積が3,000平方メートルを超えるもの |

| | |
|---|------------------------|
| 13 公共の交通機関の施設 | すべてのもの |
| 14 理容所又は美容所 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所又は美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所 | 用途面積が50平方メートルを超えるもの |
| 15 コンビニエンスストア等 主として飲食料品その他の日用品に係る物品販売業を営む店舗であって、当該店舗の1日当たりの営業時間が14時間以上であるもの | 用途面積が100平方メートルを超えるもの |
| 16 15に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗 | 用途面積が200平方メートルを超えるもの |
| 17 展示場 | 用途面積が1,000平方メートルを超えるもの |
| 18 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの | 用途面積が200平方メートルを超えるもの |
| 19 サービス業を営む店舗 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 用途面積が200平方メートルを超えるもの |
| 20 公衆浴場 公衆浴場法（昭和32年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場 | 用途面積が300平方メートルを超えるもの |
| 21 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業の用に供される施設 | 用途面積が1,000平方メートルを超えるもの |
| 22 娯楽施設 (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 遊技場 | 用途面積が1,000平方メートルを超えるもの |
| 23 体育館等 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場又はスポーツの練習場 | 用途面積が1,000平方メートルを超えるもの |
| 24 一般公共の用に供される自動車車庫 | 用途面積が1,000平方メートルを超えるもの |
| 25 1から24までに掲げるものの複合施設 | 用途面積が3,000平方メートルを超えるもの |
| 26 共同住宅、寄宿舎又は下宿 | 一棟について50戸を超えるもの |

※この表において、用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

第2 建築物以外の公共の交通機関の施設

| 公益的施設 | 指定施設 |
|---|--------|
| 1 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設 2 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港 4 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル | すべてのもの |

第3 道路

| 公益的施設 | 指定施設 |
|--|--------|
| 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。） | すべてのもの |

第4 公園等

| 公益的施設 | 指定施設 |
|---|--------|
| 1 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 2 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は植物園 | すべてのもの |

第5 駐車場

| 公益的施設 | 指定施設 |
|---|----------------------|
| 1 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。） | すべてのもの |
| 2 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場 | 用途面積が500平方メートルを超えるもの |

※この表において、用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

別表第2（第5条関係）

第1 建築物に関する整備基準

| 整備箇所 | 整備基準 |
|------------|---|
| 1 利用者用の出入口 | <p>公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の用に供する出入口、駐車場へ通ずる出入口及び利用者の用に供する各室の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上（敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあつては、90センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設する場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 自動式に開閉する構造その他の車いすを使用する者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ 戸に衝突することを防止する措置を講じたものとすること。</p> <p>(4) 自動的に開閉する戸である場合にあっては、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるなど利用者が戸に挟まれることのない構造とすること。</p> |
| 2 利用者用の廊下 | <p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロック（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きい等により容易に識別されるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該水平な部分が次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合</p> <p>ウ 一般公共の用に供される自動車車庫に設けられるものである場合</p> <p>(5) 屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所に通ずる出入口から利用者の用に供する各室（以下「利用居室」という。）の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4メートル以上の空間を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分とし、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配は、8分の1以下とすること。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(6) 屋外へ通ずる出入口のうち以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等は、(1)に定める構造とするほか、進行方向を変更する必要がない風除室内（その戸が自動的に開閉する構造である場合に限る。）を除き、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等及び線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとする。ただし、当該受付等に常時勤務する者を配置し、その者が当該受付等から屋外へ通ずる出入口を容易に確認でき、かつ、視覚障害者を誘導することができる場所その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> |
| <p>3 階段に併設される傾斜路</p> | <p>利用者の用に供する階段に併設される傾斜路(その踊場を含む)は、2の項(1)及び4の項(4)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>(3) 傾斜のある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜がある部分と連続して手すり が設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が、次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合</p> <p>ウ 一般公共のように供される自動車車庫に設けられるものである場合</p> |
| <p>4 利用者用の階段</p> | <p>屋外へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路における利用者の用に供する階段（その踊場を含む）は、次に定める構造（当該公益的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定める構造）とすること。</p> <p>(1) 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> |
| <p>5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー</p> | <p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設(特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。)で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造の昇降機及び乗降ロビーを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を昇降機を利用しないで利用者が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) かごは、利用居室、6の項(1)に規定する車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。</p> <p>(4) かごの形状は、車いすの転回に支障がないものとする。ただし、かごの出入口が複数ある場合であって、車いす使用者が転回するの必要のない構造のものにあっては、この限りでない。</p> <p>(5) かご内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6) かご内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>(7) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。</p> <p>(8) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(10) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(12) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものの他の視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。</p> <p>(13) かごの出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(14) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数ある場合は、この限りでない。</p> <p>(15) かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。</p> |

6 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造である便房(以下「車いす使用者用便房」という。)であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるもの(以下「介助者同伴用便房」という。)が一以上設けられた便所を一以上設けること。
- ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
- イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) (1)に規定する便所は、次に定める構造とすること。
- ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ウ 床には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- エ 床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) (1)に規定する便所を設けた場合には、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に介助者同伴用便房が設けられている旨の表示を設けること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器のある便所を一以上設けること。
- (5) 次に掲げる施設(イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。)に利用者の用に供する便所を設ける場合には、乳幼児を安全に座らせることができるいす(以下「ベビーチェア」という。)及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「ベビーベッド等」という。)(他の場所にベビーベッド等が設置されている施設にあっては、ベビーチェア)のある便房を設置した便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。
- ア 社会福祉施設等(別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設((9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。))、医療施設、薬局、官公庁舎、文化施設、集会場等、公衆便所、火葬場、事務所(別表第1の第1の表11の項に掲げる事務所に限る。)又はこれらの複合施設
- イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共の用に供される自動車車庫又はこれらの複合施設
- (6) 医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設であって当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に掲げる設備を備えたオストメイト(人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)の利用に配慮した設備を設けた便房を設置した便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。
- ア フラッシュバルブ式汚物流し
- イ 給湯設備
- ウ 荷物を置くための棚その他の設備
- エ 水石鹸入れ
- オ 紙巻器

| | |
|---------------|--|
| | <p>カ 汚物入れ</p> <p>キ 2以上の衣服をかけるための金具</p> <p>(7) (6)に規定する施設のうち当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、大人用介護ベッド（長さが1.2メートル以上で大人がおむつ交換ができるものをいう。）のある便房を設置した便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> |
| 7 利用者用の駐車場 | <p>(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(2)に定める駐車場内の通路又は8の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>ウ 障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> |
| 8 利用者用の敷地内の通路 | <p>利用者の用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、当該段は、4の項(5)から(7)までに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地に接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、(5)に定める構造の傾斜がある部分及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(5) 傾斜がある部分及びその踊場は、2の項(1)、(5)のア並びに(5)のウ（ア）及び（イ）に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 傾斜のある部分には、その踊場及び当該傾斜のある部分に接する敷地内通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> |
| 9 観覧席・客席 | <p>集会場等、娯楽施設等（遊技場を除く。）又は体育館等で観覧席・客席（固定式のものに限る。）を有する施設にあっては、次に定める車いす使用者用席及び聴覚障害</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>者用席を、観覧しやすい位置にそれぞれ一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回が可能な通路を設けること。</p> <p>(3) 観覧席・客席部の1の項に定める構造の出入口のうち一以上の出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、一以上の経路は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、2の項(5)のウに定める構造の傾斜がある部分とすること。</p> <p>(4) 聴覚障害者用席には、聴覚障害者用集団補聴装置を設けるよう努めること。</p> |
| <p>10 利用者用の浴室</p> | <p>社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(1)から(4)までに掲げる施設（障害者自立支援法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を除く。）に限る。）、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設で利用者の用に供する浴室（利用者の用に供する居室又は客室の内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、次に定める構造の浴室を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とすること。</p> <p>(3) 浴槽及び洗い場は、すべての人が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とすること。</p> <p>(4) 円滑に利用できる水栓器具を設けること。</p> <p>(5) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。</p> <p>(6) 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(7) 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>(8) 脱衣場を設ける場合には、11の項に定める構造とすること。</p> |
| <p>11 利用者用の更衣室及びシャワー室</p> | <p>(1) 体育館等に利用者の用に供する更衣室を設ける場合には、次に定める構造であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるものを一以上設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 円滑に移動ができるよう、手すりが適切に配置された構造とすること。</p> <p>オ 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 車いす使用者が更衣するための区画を設ける場合には、次に定める構造のものを一以上設けること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。</p> <p>(2) 体育館等にシャワー室を設ける場合には、(1)のアからオまでに定める構造のものを一以上設けること。</p> <p>(3) (2)のシャワー室に車いす使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、次に定める構造のものを一以上設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 手すり及びシャワーチェアが適切に配置された構造とすること。</p> <p>(4) 体育館等で利用者の用に供する男子用及び女子用の区分のある更衣室又はシャワー室を設ける場合には、(1)又は(2)に定める構造のものをそれぞれ一以上設けること。</p> |
| 12 客室 | <p>宿泊施設にあつては、一以上の客室は、1の項(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該公益的施設に6の項(1)に規定する車いす使用者用便房を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴室が設けられていること。ただし、当該公益的施設に利用者の用に供する10の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) ベッドを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルまでとし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とすること。</p> |
| 13 受付・案内カウンター及び記載台 | <p>受付・案内カウンター及び記載台を設ける場合には、一以上は車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとすること。</p> <p>(3) 下部には、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p> |
| 14 公衆電話所 | <p>公衆電話所を設ける場合には、一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さは70センチメートルから80センチメートルまでとすること。</p> <p>(2) 電話台の下部には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p> <p>(3) 公衆電話所に出入口を設ける場合には、1の項(1)及び(3)アに定める構造とすること。</p> <p>(4) 電話機の一以上には、点字及び音量調節機能のついたものとすること。</p> |
| 15 券売機 | <p>券売機を設ける場合には、一以上は障害者等が円滑に利用できるよう、金銭投入口の高さ、足下の空間、点字表示等に配慮すること。</p> |
| 16 案内標示等 | <p>(1) 案内標示等を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア すべての人が見やすく理解しやすいよう、設置場所、高さ、照明等に配慮すること。</p> <p>イ 文字の大きさ、書体、配色、記号、図等は、見やすくわかりやすいものとする。</p> <p>ウ 必要に応じ、点字等による標示を行うこと。</p> <p>(2) 文化施設、集会場等、娯楽施設等又は宿泊施設で自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置を設けるよう努めること。</p> <p>(3) 公共の交通機関の案内版については、聴覚障害者に配慮し、事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等を設けるよう努めること。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>17 授乳及びおむつ交換の場所</p> | <p>(1) 次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。）には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上（これらの場所を別々に設ける場合には、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>ア 社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設（(9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。）、医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、火葬場及びこれらの複合施設（医療施設、文化施設、集会場等、火葬場及び複合施設であって、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共のように供する自動車車庫又はこれらの複合施設であって、用途面積が2,000平方メートル以上の施設</p> <p>(2) (1)に定める安全かつ円滑に授乳及びおむつを交換することのできる場所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない構造とすること。</p> <p>イ 授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ（和室等にあっては、手洗い設備及び汚物入れ）を設けること。ただし、当該施設の他の場所に設けられている汚物入れを支障なく利用できる場合においては、汚物入れを設けることは要しない。</p> <p>ウ 出入口又はその付近の見やすい位置に、授乳及びおむつ交換ができる場所が設けられている旨が表示されていること。</p> |
|------------------------|--|

第1の2 小規模施設に関する整備基準

| 整備箇所 | 整備基準 |
|---|---|
| <p>当該施設の用途面積が300平方メートル以下の次の施設</p> <p>1 別表第1の第1の表（以下この欄において「表」という。）6の項に掲げる学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>2 表8の項に掲げる集会場等</p> <p>3 表14の項に掲げる理容所又は美容所</p> <p>4 表15の項に掲げるコンビニエンスストア等</p> <p>5 表16の項に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業の店舗</p> <p>6 表18の項に掲げる飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>7 表19の項に掲げるサービス業を営む店舗</p> | <p>1 利用者用の出入口 利用者の用に供する屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び各室の出入口のうち、それぞれ一以上は、第1の表1の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、その幅を80センチメートル以上とすること。</p> <p>2 利用者用の廊下等 屋外へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における利用者の用に供する廊下等は、第1の表2の項(1)及び(5)アに定める構造とすること。この場合において、当該廊下等に高低差がある場合には、2の項(5)のウ（ア）に定める構造の傾斜がある部分とすること。</p> <p>3 利用者用の便所 利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者便房が一以上設けられた便所であって、床には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けていない構造のものを一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> |

第2 建築物以外の公共の交通機関の施設に関する整備基準

| 整備箇所 | 整備基準 |
|---------------------|---|
| 1 利用者用の便所 | <p>(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 利用者の用に供する男子用小便器を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器を一以上設けること。</p> <p>イ アの規定により設けられる小便器のうち一以上は、手すりが設けられていること。</p> <p>ウ ベビーチェア、ベビーベッド等を設置すること。</p> <p>(2) 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(6)に定める便所を一以上設けること。</p> <p>(3) 床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅の利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(7)に定める便所を一以上設けること。</p> |
| 2 利用者用の授乳及びおむつ交換の場所 | <p>1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅にあつては、第1の表17の項(2)の構造の安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上(これらの場所を別々に設ける場合は、それぞれ一以上)設けること。</p> |

第3 道路に関する整備基準

| 整備箇所 | 整備基準 |
|-----------------|---|
| 歩道及び 自転車歩行者道 | <p>(1) 幅は、車いす使用者等が円滑に通行できるものとする。</p> <p>(2) 縦断こう配、横断こう配、すりつけこう配は、利用者が円滑に通行できるこう配とすること。</p> <p>(3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚障害者用信号付加装置の設けられている横断歩道に接する部分には、点字ブロック等を敷設することとし、その他必要に応じ、点状ブロック等及び線状ブロック等を敷設すること。</p> |

第4 公園等に関する整備基準

| 整備箇所 | 整備基準 |
|------------|--|
| 1 利用者用の出入口 | <p>利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、車止めの柵等を設ける場合には、柵等と柵等の間は、90センチメートル以上1.2メートル未満とすることができる。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 高低差がある場合には、第1の表2の項(1)、(3)、(4)及び(5)イに定める構造の傾斜がある部分とすること。</p> <p>(4) 出入口が直接車道等に接する場合には、点状ブロック等の敷設等により車道等の境界を明らかにすること。</p> |
| 2 園路 | <p>1の項に定める構造を有する出入口と接続する園路を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。</p> <p>(3) 階段を設ける場合は、第1の表3の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縁石、街きょ等により段差を生ずる場所では、20分の1以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、12分の1以下）のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は1センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい舗装材で仕上げること。</p> <p>(6) 縦断こう配は、20分の1以下とすること。ただし、当該縦断こう配の高低差が16センチメートル以上75センチメートル以下の場合は12分の1以下と、16センチメートル未満の場合は8分の1以下とすることができる。</p> <p>(7) 100分の3以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、延長30メートル以内ごとに1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(8) 横断こう配は、100分の1以下とすること。</p> <p>(9) 園路を横断する排水溝の蓋は、濡れても滑りにくく、杖、車いすキャスター等が落ちない構造とすること。</p> <p>(10) 視覚障害者用誘導ブロックを園路の要所に敷設すること。</p> <p>(11) 傾斜がある部分は、第1の表2の項(3)のア及び2の項(5)ウの（イ）の構造とすること。ただし、こう配が20分の1以下の場合においては、この限りでない。</p> |
| 3 休憩施設 | <p>ベンチ、四阿、水飲場その他の休憩施設は、すべての人が使いやすいものとすること。</p> |
| 4 利用者用の階段 | <p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 回り段を設けないこと。</p> <p>(2) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(3) 高さ3メートル以内ごとに、長さ1.5メートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(4) 側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>(5) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(6) 表面は、平坦で、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(8) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(9) 段がある部分の上下に近接する踊場部分に点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けられるものである場合は、この限りでない。</p> |

| | |
|------------|--|
| 5 利用者用の便所 | 利用者用の便所を設ける場合は、車いす使用者用便房にベビーチェア及びベビーベッド等を設けた便所を園路から容易に出入りできる位置に一以上（男子及び女子の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。 |
| 6 案内標示 | 案内標示等を設ける場合には、第1の表16の項(1)に定める構造とすること。 |
| 7 利用者用の駐車場 | (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を2の項に定める園路に接続する1の項に定める出入口に近接する位置に一以上設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の表2の項(1)から(3)までに定める構造とすること。 |
| 8 照明 | 必要に応じて照明を設けること。 |

第5 駐車場に関する整備基準

| 整備箇所 | 整備基準 |
|---------------|---|
| 1 車いす使用者用駐車施設 | (1) 第1の表7の項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者の利用に配慮した位置に設けること。 |
| 2 利用者用の出入口 | 利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とすること。 (1) 利用者用で車両の通行のできない出入口とすること。 (2) 幅は90センチメートル以上とすること。 (3) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。 |
| 3 照明 | 必要に応じて照明を設けること。 |

様式第1号 (第6条関係)
(その1)

指定施設新築等工事計画 (変更) 届出書 (建築物)

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第12条 (第14条) の規定により、次のとおり指定施設の新築等工事計画 (変更) の内容を届け出ます。

| | | | | | | | | | | |
|-----------|------|-------|----|----------------|-----------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|
| 指定施設の場所 | | | | | | | | | | |
| 指定施設の名称 | | | | | | | | | | |
| 指定施設の工事種別 | | 建築 | | 大規模修繕 | | 大規模模様替 | | 用途変更 | | |
| 主要用途 | | | | | | 延べ面積 (戸数) | | m ² (戸) | | |
| 棟数 | | 棟 | | 主たる建築物の階数 | | 地上 | | 階・地下階 | | |
| 建築物の名称 | | 工事種別 | 階数 | 新築等の部分の面積 (戸数) | | 既存の部分の面積 (戸数) | | 合計 (戸数) | | |
| 建築物の棟別概要 | | | | | | m ² (戸) | | m ² (戸) | | m ² (戸) |
| | | | | | | m ² (戸) | | m ² (戸) | | m ² (戸) |
| | | | | | | m ² (戸) | | m ² (戸) | | m ² (戸) |
| | | | | | | m ² (戸) | | m ² (戸) | | m ² (戸) |
| | | | | | | m ² (戸) | | m ² (戸) | | m ² (戸) |
| 合計 | | | | | | m ² (戸) | | m ² (戸) | | m ² (戸) |
| 工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | | 工事完了予定年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 連絡先 | 住所 | | | | | | 法人名 | | | |
| | 担当者名 | | | | | | 電話 | | () - | |

注1 共同住宅等にあつては、面積欄に戸数を記入すること。

2 下の欄は、記入しないこと。

| | | | | | |
|-------|--|--|-----|--|--|
| 受付欄 | | | 決裁欄 | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 第 号 | | | | | |
| 担当職員印 | | | | | |

(その2)

指定施設新築等工事計画（変更）届出書（建築物以外）

年 月 日

福島県知事

住 所
氏 名
電 話 () - ④

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第 12 条（第 14 条）の規定により、次のとおり指定施設の新築等工事計画（変更）の内容を届け出ます。

| | | | | | |
|---------------|----------------|-----------|----------------|----------------|------|
| 指定施設の場所 | | | | | |
| 指定施設の種類 | | 指定施設の名称 | | | |
| 指定施設の工事種別 | 新築 | 新設 | 増築 | 改築 | 用途変更 |
| 施設の敷地面積 | m ² | | 工事区域の面積 | m ² | |
| 主 な 施 設 の 内 容 | | | 施設の面積 | 備 考 | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 連絡先 | 住 所 | 法人名 | | | |
| | 担当者名 | 電 話 () - | | | |

注 下の欄は、記入しないこと。

| | |
|-------|-------|
| 受 付 欄 | 決 裁 欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 担当職員印 | |

様式第3号 (第8条関係)
(その1)

指定施設適合状況報告書 (建築物)

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

| | | | | | |
|----------|--------|-----------|--------------------|-----------|--------------------|
| 指定施設の場所 | | | | | |
| 指定施設の名称 | | | | | |
| 主要用途 | | | | 延べ面積 (戸数) | m ² (戸) |
| 棟数 | 棟 | 主たる建築物の階数 | 地上 | 階・地下 | 階 |
| 建築物の棟別概要 | 建築物の名称 | 階数 | 延べ面積 (戸数) | | 備考 |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| 合計 | | | m ² (戸) | | |
| 連絡先 | 住所 | 法人名 | | | |
| | 担当者名 | 電話 () - | | | |

- 注1 共同住宅等にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。
2 下の欄は、記入しないこと。

| | |
|-------|-----|
| 受付欄 | 決裁欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 担当職員印 | |

(その2)

指定施設適合状況報告書（建築物以外）

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

| | | | |
|---------------|----------------|---------|----------------|
| 指定施設の場所 | | | |
| 指定施設の種類 | | 指定施設の名称 | |
| 施設の敷地面積 | m ² | 工事区域の面積 | m ² |
| 主 な 施 設 の 内 容 | 施設の面積 | | 備 考 |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| | m ² | | |
| 合 計 | m ² | | |

注 下の欄は、記入しないこと。

| | |
|-------|-------|
| 受 付 欄 | 決 裁 欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 担当職員印 | |

様式第4号 (第8条関係)
(その1)

指定施設工事計画届出書 (建築物)

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

| | | | | | |
|-----------|--------|-----------|--------------------|-----------|--------------------|
| 指定施設の場所 | | | | | |
| 指定施設の名称 | | | | | |
| 主要用途 | | | | 延べ面積 (戸数) | m ² (戸) |
| 棟数 | 棟 | 主たる建築物の階数 | 地上 | 階・地下 | 階 |
| 建築物の棟別概要 | 建築物の名称 | 階数 | 延べ面積 (戸数) | | 備考 |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| | | | m ² (戸) | | |
| 合計 | | | m ² (戸) | | |
| 工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | 工事完了予定年月日 | | 年 月 日 |
| 連絡先 | 住所 | | | 法人名 | |
| | 担当者名 | | | 電話 () - | |

- 注1 共同住宅等にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。
2 下の欄は、記入しないこと。

| | |
|-------|-----|
| 受付欄 | 決裁欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 担当職員印 | |

(その2)

指定施設工事計画届出書（建築物以外）

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑧

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

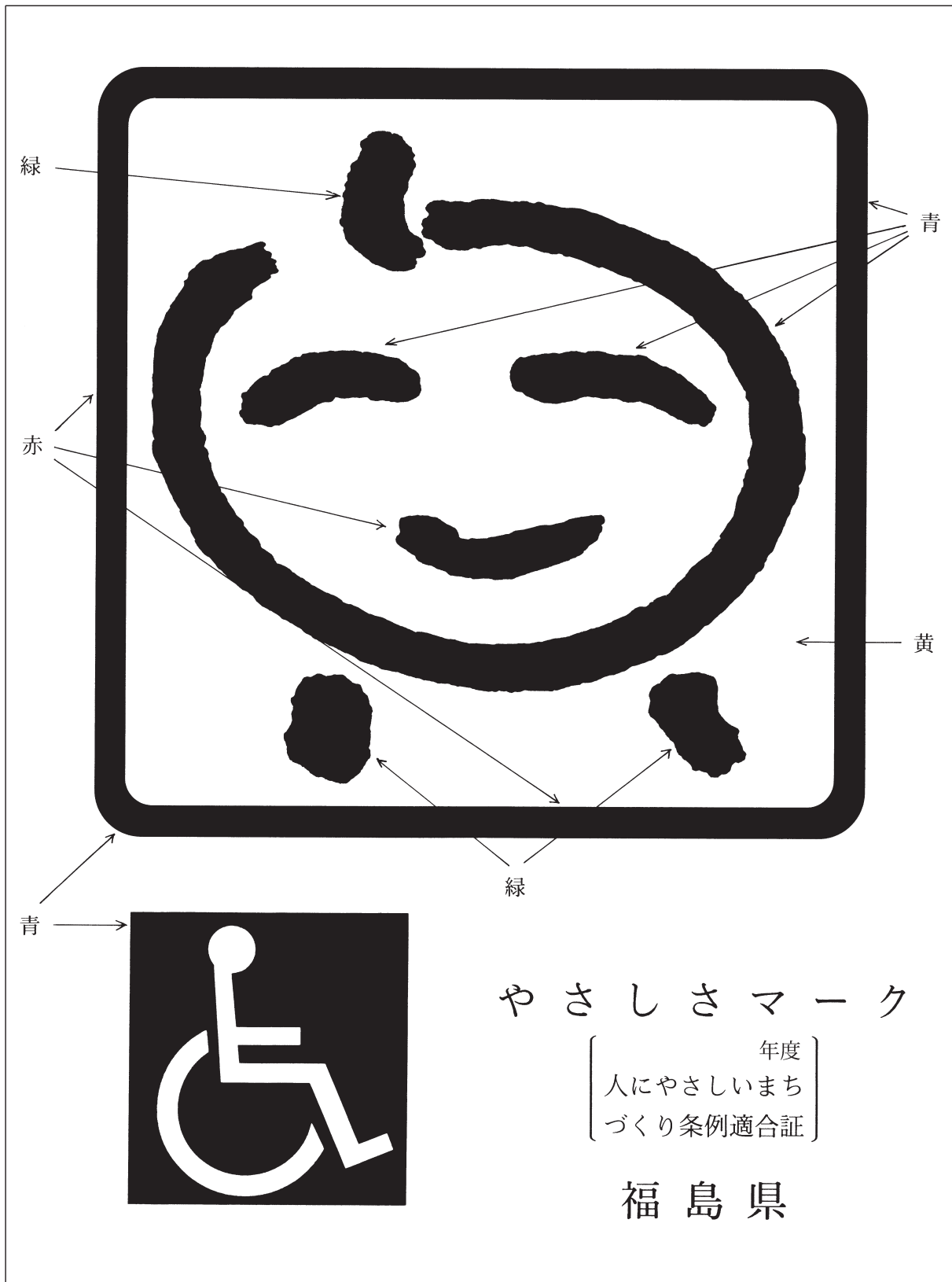
| | | | |
|---------------|-------|----------------|----------------|
| 指定施設の場所 | | | |
| 指定施設の種類 | | 指定施設の名称 | |
| 工事区域の面積 | | | m ² |
| 主 な 施 設 の 内 容 | | 施設の面積 | 備 考 |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| | | m ² | |
| 合 計 | | m ² | |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 連絡先 | 住 所 | 法人名 | |
| | 担当者名 | 電 話 () - | |

注 下の欄は、記入しないこと。

| | |
|-------|-------|
| 受 付 欄 | 決 裁 欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 担当職員印 | |

様式第5号（第9条関係）

福島県やさしさマーク



- 1 大きさ 縦36センチメートル×横23.5センチメートル
- 2 色 ふくしまイメージデザインの赤、黄、緑及び青の4色

福島県やさしさマーク交付申請書

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話（ ） -
担当者名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

人にやさしいまちづくり条例第16条第1項の規定により、下記のとおり整備基準適合証（福島県やさしさマーク）の交付を申請します。

記

| | |
|-------------------------|---|
| 施設の場所 | |
| 施設の名称 | |
| 用途 〔該当するものを〕 ○で囲む | 社会福祉施設等 医療施設 薬局 官公庁舎 学校等 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 文化施設 集会場等 公衆便所 火葬場 事務所 公共の交通機関の施設 理容所又は美容所 コンビニエンスストア等 コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗 展示場 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの サービス業を営む店舗公衆浴場 宿泊施設 娯楽施設 体育館等 自動車車 共同住宅、寄宿舍又は下宿 駐車場 複合施設（ ） その他の施設（ ） |
| 用途に供する面積等 | m ² （戸） |
| 所有関係 | 申請者の所有・申請者以外の所有（所有者 ） |

注1 共同住宅等にあつては、面積欄に戸数を記入すること。

2 下の欄は、記入しないこと。

| | |
|-------|-----|
| 受付欄 | 決裁欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 担当職員印 | |

様式第7号（第10条関係）

| | | | | | | | |
|---|--|---|-------|-------------|--------|--|--|
| ↑ | | 第 号 | | 身 分 証 明 書 | | | |
| | | | | 所 属 職・氏名 | | | |
| | | | | | 年 月 日生 | | |
| | | 上記の者は、人にやさしいまちづくり条例（平成7年福島県条例第22号）第17条第2項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 | | | | | |
| | | 年 月 日 | | | | | |
| | | | 福島県知事 | | 印 | | |
| 1 | | ----- (折り線) ----- | | | | | |
| 2 | | 人にやさしいまちづくり条例抜すい | | | | | |
| | | (立入調査) | | | | | |
| | | 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、第12条の規定による届出(第14条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に係る指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。 | | | | | |
| | | 2 前項の規定により立入調査をする場合は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者に提示しなければならない。 | | | | | |
| | | 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | | | | | |
| ↓ | | | | | | | |
| | | ←----- 9 cm -----→ | | | | | |

指定施設の区分に応じて添付する図面（第6条、第8条関係）

| 区 分 | 図 面 | |
|--------------------------|-----------|--|
| | 種 類 | 明 示 す べ き 事 項 |
| 建 築 物 | 付 近 見 取 図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配 置 図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における駐車場及び車いす使用者用駐車施設の位置 |
| | 各 階 平 面 図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、主要部分の寸法、主な床面の高さ及び仕上げの仕様並びに利用者用の出入口、廊下、階段、昇降機及び乗降ロビー、介助者同伴用便房、ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房、オストメイト対応設備設置便房、大人用介護ベット設置便房、通路、観覧席・客席、浴室、更衣室及びシャワー室、客室、受付・案内カウンター及び記載台、公衆電話所、券売機、案内板、非常警報装置、授乳及びおむつ交換の場所等の位置 |
| 建築物以外の 公共の交通機 関の施設 | 付 近 見 取 図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配 置 図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員、乗客乗降場の落下防止のための柵等の位置並びに乗客乗降場までの通路、階段、の位置 |
| | 各 階 平 面 図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途及び主要部分の寸法並びに改札口、ベンチ、通路等、階段、昇降機、介助者同伴用便房、ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房、オストメイト対応設備設置便房、大人用介護ベット設置便房等の位置 |
| 道 路 | 付 近 見 取 図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 平 面 図 | 縮尺及び方位 |
| 公 園 等 | 付 近 見 取 図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 平 面 図 | 縮尺、方位、主要な施設の配置並びに出入口、主な園路、休憩施設、階段、車いす使用者用便房（ベビーチェア及びベビーベッド等設置）、案内標示、駐車場及び車いす使用者用駐車施設、照明の位置 |
| 駐 車 場 | 付 近 見 取 図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 平 面 図 | 縮尺、方位、主要な施設の配置並びに出入口、案内標示及び車いす使用者用駐車施設、照明の位置 |
| 共 通 | 各 階 詳 細 図 | 必要に応じ、整備基準に適合することを示す事項 |

(第6条、第8条関係)

(その1)

指定施設項目表(建築物)

| | | |
|----------|----|-------|
| 建築物の棟の名称 | 棟 | 用途 |
| 階数 | 地上 | 階・地下階 |

注 ※印欄は、記入しないこと。

| | | | | (第1面) | | ※ | | |
|---------------------------|----------------------------|--|--|-------|---|---|--|--|
| 1 利用者用の出入口 | 屋外へ通ずる出入口 | (1) 幅は、80cm以上（主要な出入口1以上の幅は、90cm以上） | | 有 | 無 | | | |
| | | (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | | 有 | 無 | | | |
| | | (3) 戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。） | | 有 | 無 | | | |
| | | 戸の構造 | ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 | | 有 | 無 | | |
| | | | イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置 | | 有 | 無 | | |
| | | (4) 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置 | | 有 | 無 | | | |
| | 駐車場に通ずる出入口 | (1) 幅は、80cm以上 | | 有 | 無 | | | |
| | | (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | | 有 | 無 | | | |
| | | (3) 戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。） | | 有 | 無 | | | |
| | | 戸の構造 | ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 | | 有 | 無 | | |
| | | | イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置 | | 有 | 無 | | |
| | | (4) 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置 | | 有 | 無 | | | |
| | 各室の出入口 | (1) 幅は、80cm以上 | | 有 | 無 | | | |
| | | (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | | 有 | 無 | | | |
| | | (3) 戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。） | | 有 | 無 | | | |
| | | 戸の構造 | ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 | | 有 | 無 | | |
| | | | イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置 | | 有 | 無 | | |
| | | (4) 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置 | | 有 | 無 | | | |
| 2 利用者用の廊下 | (1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | 有 | 無 | | | | |
| | (2) 廊下の段(有の場合は、以下に記入すること。) | | 有 | 無 | | | | |
| | 段を設ける場合の構造 | 側面の高さが75cm から85cm までの位置に握りやすい形状の手すりの設置（踊場を除く） | | 有 | 無 | | | |
| | | 回り段 | | 有 | 無 | | | |
| | | 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | 有 | 無 | | | |
| | | 壁面又は立ち上がり | | 有 | 無 | | | |
| | | 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい | | 有 | 無 | | | |
| | | 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造 | | 有 | 無 | | | |
| 段の端に近接する廊下及び踊場に点状ブロック等を敷設 | | 有 | 無 | | | | | |

(第2面)

※

| | | | | | |
|-------------------|--|--|----|---------|---|
| | (3) 廊下の傾斜 (有の場合は、以下に記入すること。) | 有 | 無 | | |
| 傾斜がある部分の構造 | 壁面又は立ち上がり | 有 | 無 | | |
| | こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える部分には、側面の高さが75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置 | 有 | 無 | | |
| | 前後の水平な部分との色の明度の差が大きい | 有 | 無 | | |
| | (4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分に点状ブロック等の敷設 | 有 | 無 | | |
| 1以上の経路の廊下 | ア 廊下の幅は、1.2m以上 | 有 | 無 | | |
| | イ 末端の付近又は50m以内ごとに縦、横それぞれ1.4m以上の空間の確保 | 有 | 無 | | |
| | ウ 廊下の高低差(有の場合は、以下の(ア)から(ウ)までに記入すること。) | 有 | 無 | | |
| | 傾斜がある部分の構造 | (ア) こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下 | 1/ | | |
| | (イ) 高さ75cmを超える場合高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の水平な部分の設置 | m × | m | | |
| | (ウ) 1に定める出入口及び昇降機等の昇降路の出入口に接する部分の水平の確保 | 有 | 無 | | |
| | (6) 受付等まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置 | 有 | 無 | | |
| 3 階段に併設される傾斜路 | 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | 有 | 無 | | |
| | 両側には、壁面又は立ち上がり | 有 | 無 | | |
| | 幅は、90cm以上 | 有 | 無 | | |
| | こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える部分には、側面の高さが75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置 | 有 | 無 | | |
| | 前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きい | 有 | 無 | | |
| | 傾斜のある部分と近接する踊場部分に点状ブロック等の敷設 (傾斜がある部分に連続しててすりが設置されている踊場を除く) | 有 | 無 | | |
| 4 利用者用の階段 | (1) 側面の高さが75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置 (踊場を除く) | 有 | 無 | | |
| | (2) 主たる階段の回り段 | 有 | 無 | | |
| | (3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | 有 | 無 | | |
| | (4) 両側には、壁面又は立ち上がり | 有 | 無 | | |
| | (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい | 有 | 無 | | |
| | (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造 | 有 | 無 | | |
| | (7) 階段の端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設 | 有 | 無 | | |
| 5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー | 昇降機(不特定かつ多数の者の利用に供する階に停止するものに限る。)の設置 | 有 | 無 | | |
| | 昇降機を設置する場合の構造 | (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、直接地上に通ずる階に停止 | 有 | 無 | |
| | | (2) かご及び昇降機の出入口幅は、それぞれ80cm以上 | 有 | 無 | |
| | | (3) かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35m以上 | 幅 | m × 奥行き | m |
| | | (4) かごの形状は、車いすの転回に支障のない構造 | 有 | 無 | |
| | | (5) かご内及び乗降ロビーには、高さ1m程度の位置に制御装置の設置 | 有 | 無 | |
| | | (6) かご内には、両側の側面の高さ75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置 | 有 | 無 | |
| | | (7) 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは、1.5m以上 | 有 | 無 | |
| | | (8) かご内には、かごの停止予定階及び現在位置の表示装置の設置 | 有 | 無 | |
| | | (9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向の表示装置の設置 | 有 | 無 | |

| (第3面) | | | | | | | ※ | |
|--|---|--|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | | (10) かご内には、到着階及び戸の開閉を音声で知らせる装置の設置 | 有 | 無 | | | | |
| | | (11) 乗降ロビーには、音声で昇降方向を知らせる装置の設置 | 有 | 無 | | | | |
| | | (12) かご内及び乗降ロビーの制御装置には、点字等による表示 | 有 | 無 | | | | |
| | | (13) かごの出入口が複数ある場合には、音声で開閉するかごの出入口を知らせる装置の設置 | 有 | 無 | | | | |
| | | (14) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認できる鏡の設置 | 有 | 無 | | | | |
| | | (15) かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間延長装置の設置 | 有 | 無 | | | | |
| 6 利用者用の便所 | (1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所の設置 | | 有 | 無 | | | | |
| | 介助者同伴用便房（車いす使用者用便房であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できるもの）を1箇所以上必置 | | | | 箇所 | | | |
| | 介助者同伴用便房以外の車いす使用者用便房の設置数 | | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | |
| | (2) | 便房の床面積 | | | | ㎡ | | |
| | | 腰掛便座の設置 | | 有 | 無 | | | |
| | | 手すりの設置 | | 有 | 無 | | | |
| | | 便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上 | | 有 | 無 | | | |
| | | 便所及び便房に設置されている車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | | 有 | 無 | | | |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | | 有 | 無 | | | |
| | 床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | 有 | 無 | | | | |
| | (3) 出入口又はその付近の見やすい位置への介助者同伴用便房設置の表示 | | 有 | 無 | | | | |
| | (4) 男子用小便器の設置 | | 有 | 無 | | | | |
| | 床置き式小便器の設置数 | | | 箇所 | | | | |
| | (5) | ベビークラウン及びベビークラウン等設置便房の設置数 | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 |
| (6) | オストメイト対応設備設置便房の設置数 | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 | |
| (7) | 大人用介護ベッド設置便房の設置数 | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 | |
| 7 駐車場 | (1) 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場 | | 有 | 無 | | | | |
| | 車いす使用者用駐車施設の設置数 | | | 台分 | | | | |
| | 駐車施設の構造 | ア 車いす使用者用駐車施設は建築物の出入口に近い位置に設置 | | 有 | 無 | | | |
| | | イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m以上 | | m | | | | |
| | | ウ 国際シンボルマーク等の表示 | | 有 | 無 | | | |
| (2) 建築物の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路は、敷地内通路に準じた構造 | | 有 | 無 | | | | | |
| 8 敷地内通路 | (1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | 有 | 無 | | | | |
| | (2) 敷地内通路の段(有の場合は、以下のアからウまでに記入すること。) | | 有 | 無 | | | | |
| | 段の構造 | ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差大きい等により段を容易に識別 | | 有 | 無 | | | |
| | | イ 段は、つまづきにくい構造 | | 有 | 無 | | | |
| | | ウ 段の端に近接する敷地内通路及び踊場に点状ブロック等を敷設 | | 有 | 無 | | | |

(第4面)

※

| | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---|------------------------------------|--------|-------|---|
| | (3) 1以上の敷地内通路の構造 | ア 幅は、1.2m以上 | 有 | 無 | | |
| | | イ 通路の高低差(有の場合は、以下の(ア)又は(イ)に記入すること。) | 有 | 無 | | |
| | | (ア) 傾斜路の構造 | 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | 有 | 無 | |
| | | | 幅は、1.2m(段を併設する場合は、90cm)以上 | | m | |
| | | | こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下 | 1/ | | |
| | | | 高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置 | | m × m | |
| | | | 手すりの設置 | 有 | 無 | |
| | | | 踊場及び傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすい構造 | 有 | 無 | |
| | | (イ) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 | 有 | 無 | | |
| | | (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から敷地に接する道等に至る通路 | ア 視覚障害者用誘導ブロックを敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置 | 有 | 無 | |
| イ 点状ブロック等を敷設 | 有 | | 無 | | | |
| 9 観覧席・客席 | 施設の状況 | 観覧席・客席の総数 | | 席 | | |
| | | 車いす使用者用席の席数 | | 席 | | |
| | | 聴覚障害者用席の席数 | | 席 | | |
| | (1) 車いす使用者用席の間口は90cm以上、奥行きは1.2m以上 | 間口 | cm × 奥行き | m | | |
| | (2) 車いす使用者用席後方の転回等用通路 | | | 有 | 無 | |
| | (3) 車いす使用者用席に至る経路の構造(客席部内の通路) | 傾斜路の場合 | 幅は、1.2m以上 | | m | |
| | | | 客席部内の通路の高低差 | 有 | 無 | |
| | | 傾斜路の場合 | 幅は、1.2m(90cm)以上 | 有 | 無 | |
| | | | こう配は、1/12(1/8)以下 | 1/ | | |
| | | | 踊場は、踏幅1.5m以上 | | m × m | |
| 出入口に接する部分は水平 | | | 有 | 無 | | |
| 10 利用者用の浴室 | 不特定かつ多数の者の利用に供する浴室の設置(有の場合は、以下を記入すること。) | | | | 有 | 無 |
| | 車いす使用者等用浴室の設置数 | | 男子用 箇所 | 女子用 箇所 | 共用 箇所 | |
| | 出入口の構造 | 幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 |
| | | 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に通過できる構造の戸 | | | | 有 |
| | 浴槽及び洗い場の構造 | 手すり等の設置 | | | 有 | 無 |
| | | 円滑に利用できる水栓器具の設置 | | | 有 | 無 |
| | | 見やすい位置への非常通報装置の設置 | | | 有 | 無 |
| | | 浴室の大きさ | | | m × m | |
| | | 車いす使用者が通行の際に支障となる段 | | | 有 | 無 |
| | | 床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 |
| | 脱衣場の構造 | 出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 |
| | | 自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない戸 | | | 有 | 無 |
| | | 車いす使用者が出入口を通過する際に支障となる段 | | | 有 | 無 |
| | | 手すりの設置 | | | 有 | 無 |
| | | 床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 |
| 車いす使用者が脱衣するための区画の設置(有の場合、以下に記入すること。) | | | 有 | 無 | | |

| (第5面) | | | | | | | ※ | | |
|---|--|---|---------------|-------|-------|-----|----|----|----|
| | | | 出入口の幅は、80cm以上 | 有 | 無 | | | | |
| | | 区画の構造 | 脱衣場の大きさ | m × m | | | | | |
| | | | ベンチ、棚の設置 | 有 | 無 | | | | |
| 11 利用者用の更衣室及びシャワー室 | 不特定かつ多数の者の利用に供する更衣室及びシャワー室の設置(有の場合は、以下を記入すること。) | | | 有 | 無 | | | | |
| | 男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できる車いす使用者用更衣室1以上必置 | | | 箇所 | | | | | |
| | 男女共用以外の車いす使用者等用更衣室の設置数 | | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | | |
| | シャワー室の設置数 | | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 |
| | 更衣室の構造 | 出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない戸 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 手すりの設置 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 | | | |
| | | 車いす使用者が更衣するための区画の設置(有の場合、以下に記入すること。) | | | 有 | 無 | | | |
| | 区画の構造 | 出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 更衣室の大きさ | | | m × m | | | | |
| | | ベンチ、棚の設置 | | | 有 | 無 | | | |
| | シャワー室の構造 | 出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない戸 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 手すりの設置 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 | | | |
| 車いす使用者がシャワーするための区画の設置(有の場合、以下に記入すること。) | | | 有 | 無 | | | | | |
| 区画の構造 | 出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 | | | | |
| | シャワー室の大きさ | | | m × m | | | | | |
| | 手すり、シャワーチェアの設置 | | | 有 | 無 | | | | |
| 12 客室 | 施設の状況 | 客室の総数 | | | 室 | | | | |
| | | 客室内以外に車いす使用者が円滑に利用できる便房を設置 | | | 有 | 無 | | | |
| | | 客室内以外に車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設置 | | | 有 | 無 | | | |
| | 車いす使用者等の利用に配慮した客室の数 | | | 室 | | | | | |
| | (1) 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易にして通過できる構造の戸 | | | 有 | 無 | | | | |
| | (2) 戸に衝突することを防止する措置 | | | 有 | 無 | | | | |
| | (3) 出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 | | | | |
| | (4) 客室内の大きさ | | | m × m | | | | | |
| | (5) 手すり等の設置 | | | 有 | 無 | | | | |
| | (6) 客室内に車いす使用者が円滑に利用できる便房を設置 | | | 有 | 無 | | | | |
| (7) 客室内に車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設置 | | | 有 | 無 | | | | | |
| (8) ベットの高さ40cm以上45cm以下、壁等からベッドの一の側面まで1.4m以上 | | | 有 | 無 | | | | | |

(第6面)

※

| | | | | | |
|--------------------|--|---|---|---|--|
| 13 受付・案内カウンター及び記載台 | 受付・案内カウンター及び記載台の設置(有の場合は、以下の(1)及び(3)を記入すること。) | | 有 | 無 | |
| | 受付・案内カウンター及び記載台の構造 | (1) 幅は、80cm以上 | 有 | 無 | |
| | | (2) 高さは、70cm以上80cm以下 | 有 | 無 | |
| | | (3) 下部の空間は、幅80cm以上、高さ65cm以上、奥行き45cm以上 | 有 | 無 | |
| 14 公衆電話所 | 公衆電話所の設置(有の場合は、以下の(1)及び(2)を記入すること。) | | 有 | 無 | |
| | 公衆電話所の構造 | (1) 電話台の高さは70cmから80cmまでの高さ | 有 | 無 | |
| | | (2) 電話台の下部は、幅80cm以上、高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間 | 有 | 無 | |
| | | (3) 出入口の設置(有の場合は、以下のアからウまでに記入すること。) | 有 | 無 | |
| | 出入口の構造 | ア 幅は、80cm以上 | 有 | 無 | |
| | | イ 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易にして通過できる構造の戸 | 有 | 無 | |
| | (4) 利用者が戸に挟まれることのない構造の戸 | | 有 | 無 | |
| 15 券売機 | (1) 券売機の設置(有の場合は、(2)に記入すること。) | | 有 | 無 | |
| | (2) 券売機の構造 | 障がい者等の利用に配慮した券売機の設置 | 有 | 無 | |
| 16 案内標示等 | (1) 案内標示の構造 | ア 設置場所、高さ、照明等の配慮 | 有 | 無 | |
| | | イ 見やすくわかりやすい文字の大きさ、書体、配色、記号、図等 | 有 | 無 | |
| | | ウ 点字等による標示 | 有 | 無 | |
| | (2) 自動火災報知設備の設置 | 有 | 無 | | |
| | (4) 聴覚障がい者に配慮した光等による非常警報装置の設置 | 有 | 無 | | |
| | (5) 聴覚障がい者に配慮した事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等の設置(公共交通機関の案内板のみ) | 有 | 無 | | |
| 17 授乳及びおむつ交換の場所 | 安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所 | | 有 | 無 | |
| | 授乳及びおむつ交換の場所の構造 | 壁、固定式のついたて等により外部からの見通しのできない構造 | 有 | 無 | |
| | | 授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ | 有 | 無 | |
| | | 出入口又はその付近の見やすい位置への表示 | 有 | 無 | |

(その2)

指定施設項目表(小規模施設)

| | |
|----------|--|
| 指定施設の名称 | |
| 指定施設の所在地 | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

(第1面)

| | | | | | | ※ | |
|---------------------|---|--|--------|----------------|-------|---|--|
| 1 利用者用の出入口 | (1) 幅は、80cm以上（屋外に通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口、各室の出入口それぞれ1以上） | | | 有 | 無 | | |
| | (2) 車いす利用者が通過する際に支障となる段 | | | 有 | 無 | | |
| | (3) 戸（有の場合は、以下のアからオまでに記入すること。） | | | 有 | 無 | | |
| | 戸の構造 | ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 | | 有 | 無 | | |
| | | イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置 | | 有 | 無 | | |
| | | ウ 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の開鎖を自動的に制止する装置 | | 有 | 無 | | |
| 2 利用者用の廊下等 | 表面は粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 | | |
| | 幅は、1.2m以上 | | | 有 | 無 | | |
| | 通路の高低差(有の場合は、以下の(1)又は(2)に記入すること。) | | | 有 | 無 | | |
| | (1) 傾斜がある部分の構造 | 幅は、1.2m(段を併設する場合は、90cm)以上 | | m | | | |
| | | こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下 | | 1/ | | | |
| | | 高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置 | | m × m | | | |
| | | 手すりの設置 | | | 有 | 無 | |
| | | 表面は粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 | |
| | | 踊場及び通路と識別しやすい構造 | | | 有 | 無 | |
| | (2) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 | | | 有 | 無 | | |
| 3 利用者用の便所 | 不特定かつ多数の利用に供する便所の設置 | | | 有 | 無 | | |
| | 車いす使用者用便所の設置数 | | 男子用 箇所 | 女子用 箇所 | 共用 箇所 | | |
| | 車いす使用者用便所の構造 | 便所の床面積 | | m ² | | | |
| | | 腰掛便座の設置 | | | 有 | 無 | |
| | | 手すりの設置 | | | 有 | 無 | |
| | | 便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 | |
| | | 便所及び便房に設置される車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | | | 有 | 無 | |
| 車いす利用者が通過する際に支障となる段 | | | 有 | 無 | | | |

(その3)

指定施設項目表(建築物以外の公共の交通機関の施設)

| | |
|----------|--|
| 指定施設の名称 | |
| 指定施設の所在地 | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

(第1面)

| | | | | | | | ※ | | |
|----------------------|---|-------------------------------------|-----|-----|-----|----------------|----|----|--|
| 1 利用者用の便所 | (1) 不特定かつ多数の利用に供する便所の設置 | | | | | | 有 | 無 | |
| | 介助者同伴用便房(車いす使用者用便房であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できるもの)を1箇所以上必置 | | | | | 箇所 | | | |
| | 介助者同伴用便房以外の車いす使用者用便房の設置数 | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | | | |
| | 介助者同伴用便房の構造 | 便房の床面積 | | | | m ² | | | |
| | | 腰掛便座の設置 | | | | | 有 | 無 | |
| | | 手すりの設置 | | | | | 有 | 無 | |
| | | 便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上 | | | | | 有 | 無 | |
| | | 便所及び便房に設置される車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | | | | | 有 | 無 | |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | | | | | 有 | 無 | |
| | | 床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料の仕上げ | | | | | 有 | 無 | |
| | (2) 男子用小便器の設置 | | | | | | 有 | 無 | |
| | 床置き小便器の設置数 | | | | 箇所 | | | | |
| | 手すりの設置 | | | | | 有 | 無 | | |
| | ベビーカー及びベビーベッド等設置便房の設置数 | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 | |
| オストメイト対応設備設置便房の設置数 | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 | | |
| 大人用介護ベッド設置便房の設置数 | | 男子用 | 箇所 | 女子用 | 箇所 | 共用 | 箇所 | | |
| 2 利用者用の授乳及びおむつ交換の場所 | 安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所 | | | | | 有 | 無 | | |
| | 授乳及びおむつ交換の場所の構造 | 壁、固定式のついたて等により外部からの見通しのできない構造 | | | | 有 | 無 | | |
| | | 授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ | | | | 有 | 無 | | |
| 出入口又はその付近の見やすい位置への表示 | | | | | 有 | 無 | | | |

(その4)

指定施設項目表(道路)

| | |
|----------|--|
| 指定施設の名称 | |
| 指定施設の所在地 | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

| | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|
| | | | | ※ |
| 歩道及び 自転車歩行 車道 | (1) 車いす使用者等が円滑に通行できる幅 | m | | |
| | (2) 縦断こう配、横断こう配、すりつけこう配は、利用者が円滑に通行できる こう配 | 有 | 無 | |
| | (3) 点字ブロック等を敷設(横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚 障がい者用信号付加装置が設置されている横断歩道に接する部分) | 有 | 無 | |
| | (4) 必要に応じ、点状ブロック等及び線状ブロック等の敷設 | 有 | 無 | |

(その5)

指定施設項目表(公園)

| | |
|----------|--|
| 指定施設の名称 | |
| 指定施設の所在地 | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

(第1面)

※

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| 1 利用者用の出入口 | (1) 幅は、1.2m 以上 | m | | | |
| | (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | 有 | 無 | | |
| | (3) 高低差(有の場合は、以下を記入すること。) | 有 | 無 | | |
| | 傾斜のある部分の構造 | 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | 有 | 無 | |
| | | 壁面又は立ち上がり | 有 | 無 | |
| | | こう配は、1/12を超え、又は高さが16cm を超える傾斜がある部分には側面の高さ75cm から85cm までに握りやすい形状の手すりの設置 | 有 | 無 | |
| | | 前後の水平な部分との色の明度の差が大きい | 有 | 無 | |
| | (4) 直接車道等に接する部分に点状ブロック等の敷設 | 有 | 無 | | |
| | 2 園路 | (1) 幅は、1.2m 以上 | m | | |
| | | (2) 車いす使用者が出入口を通過する際に支障となる段 | 有 | 無 | |
| (3) 階段(有の場合は、以下に記入すること。) | | 有 | 無 | | |
| 併設する傾斜路の構造 | | 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ | 有 | 無 | |
| | | 両側には、壁面又は立ち上がり | 有 | 無 | |
| | | 幅は、90cm 以上 | 有 | 無 | |
| | | こう配が1/12を超え、又は高さが16cm を超える部分には、側面の高さが75cm から85cm までの位置に握りやすい形状の手すりの設置 | 有 | 無 | |
| | | 前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きい | 有 | 無 | |
| (4) 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は1/20以下のこう配でのすりつけ | | 有 | 無 | | |
| (5) 表面は、粗面とし又は濡れても滑りにくい舗装材の仕上げ | | 有 | 無 | | |
| (6) 縦断こう配は、1/20以下(高低差が16cm 以上75cm 以下の場合は1/12以下、16cm 未満の場合は1/8以下) | | 有 | 無 | | |
| (7) 延長30m 以内ごとに1.5m 以上の水平な部分(3/100以上の縦断こう配が30m 以上続く場合に限る) | | 有 | 無 | | |
| (8) 横断こう配は、1/100以下 | | 有 | 無 | | |
| (9) 園路を横断する排水溝の蓋は、杖、車いすキャスター等が落ちない構造 | | 有 | 無 | | |
| (10) 視覚障がい者用誘導ブロックの要所への敷設 | | 有 | 無 | | |
| (11) 傾斜(有の場合は、以下に記入すること。) | | 有 | 無 | | |
| 傾斜がある部分の構造 | こう配が1/12を超え、又は高さが16cm を超える部分には、側面の高さが75cm から85cm までの位置に握りやすい形状の手すりの設置 | 有 | 無 | | |
| | 高さ75cm を超える場合高さが75cm 以内ごとに踏幅1.5m 以上の水平な部分の設置 | 有 | 無 | | |

| (第2面) | | | | ※ | | |
|---|--|---------------------------------------|--------|--------|----------------|---|
| 3 休憩施設 | すべての人が使いやすいベンチ、四阿、水飲み場その他の休憩施設の設置 | | | 有 | 無 | |
| 4 利用者用の階段 | (1) 回り段 | | | 有 | 無 | |
| | (2) 幅は、1.2m 以上 | | | 有 | 無 | |
| | (3) 高さ3m ごとに、長さ1.5m 以上の水平な部分 | | | 有 | 無 | |
| | (4) 側面の高さ75cm から85cm までに握りやすい形状の手すりの設置 | | | 有 | 無 | |
| | (5) 両側には、壁面又は立ち上がり | | | 有 | 無 | |
| | (6) 表面は、平坦で、濡れても滑りにくい材料の仕上げ | | | 有 | 無 | |
| | (7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きい | | | 有 | 無 | |
| | (8) 段鼻の突き出しがないこと等のよりつまずきにくい構造 | | | 有 | 無 | |
| | (9) 段がある部分の上下に近接する踊り場部分に点状ブロック等の敷設 | | | 有 | 無 | |
| 5 利用者用の便所 | 不特定かつ多数の者の利用に供する便所の設置 | | | 有 | 無 | |
| | 車いす使用者用便所の設置数 | | 男子用 箇所 | 女子用 箇所 | 共用 箇所 | |
| | 車いす使用者用便所の構造 | 便所の床面積 | | | m ² | |
| | | 腰掛便座の設置 | | | 有 | 無 |
| | | 手すりの設置 | | | 有 | 無 |
| | | 便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上 | | | 有 | 無 |
| | | 便所及び便房に設置されている車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 | | | 有 | 無 |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段 | | | 有 | 無 |
| ベビーチェア及びベビーベッド等の設置数 | | 男子用 箇所 | 女子用 箇所 | 共用 箇所 | | |
| 6 案内標示 | 案内表示の構造 | すべての人に配慮した設置場所、高さ、照明等 | | | 有 | 無 |
| | | 見やすい文字の大きさ、書体、配色、記号、図等 | | | 有 | 無 |
| | | 必要に応じ、点字等による標示 | | | 有 | 無 |
| 7 駐車場 | (1) 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場 | | | 有 | 無 | |
| | 車いす使用者用駐車施設の設置数 | | 台分 | | | |
| | 駐車施設の構造 | ア 車いす使用者用駐車施設は、園路に接続する出入口に近接する位置に設置 | | | 有 | 無 |
| | | イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m 以上 | | | 有 | 無 |
| | | ウ 国際シンボルマーク等の表示 | | | 有 | 無 |
| (2) 公園の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路は、廊下等に準じた構造 | | | 有 | 無 | | |
| 8 照明 | 必要に応じ、照明の設置 | | | 有 | 無 | |

(その6)

指定施設項目表(駐車場)

| | |
|----------|--|
| 指定施設の名称 | |
| 指定施設の所在地 | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

| | | | | | ※ |
|---------------|-------------------------------|-------------------------|----|---|---|
| 1 車いす使用者用駐車施設 | (1) 車いす使用者用駐車施設の設置数 | | 台分 | | |
| | 車いす使用者用駐車施設の構造 | ア 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m以上 | m | | |
| | | イ 国際シンボルマーク等の表示 | 有 | 無 | |
| | (2) 車いす使用者の利用に配慮した位置に設置 | | 有 | 無 | |
| 2 利用者用の出入口 | (1) 車両の通行のできない出入口 | | 有 | 無 | |
| | (2) 幅は、90cm以上 | | 有 | 無 | |
| | (3) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物 | | 有 | 無 | |
| 3 照明 | 必要に応じ、照明の設置 | | 有 | 無 | |